

○ 茨城県立医療大学動物舎管理運営規程

平成8年2月7日

医療大訓第37-1号

改正 平成13年4月18日

平成13年7月18日

平成19年3月20日

(趣旨)

第1条 この規程は、茨城県立医療大学の動物舎の管理運営に必要な事項を定めるものとする。

(動物舎の目的)

第2条 動物舎は、生命科学の研究及び教育の推進に寄与することを目的とする。

(動物舎の運営管理)

第3条 動物舎の運営管理に関する事項については、動物実験委員会において審議するものとする。

(管理主任)

第4条 動物舎の円滑な管理運営を図るため、管理主任を置く。

2 管理主任は、動物実験委員会委員長をもって充てる。

(管理室)

第5条 動物舎に関する次の各号に掲げる業務を行うため、管理室を置く。

(1) 施設の運営(設備の保守点検、施設の環境保全、その他)

(2) 動物の飼育管理(動物の検収・配置、飼育、その他)

(3) 事務的業務(動物の入退の管理・集計、利用者への報告、その他)

(利用)

第6条 動物舎の利用に関して必要な事項は、別に定める。

(改廃)

第7条 この規程を改廃するときは、動物実験委員会の承認を得なければならない。

付 則

この規程は、平成8年2月1日から施行する。

付 則 (茨城県立医療大学図書・研究委員会規程(平成13年医療大訓第57号))抄

(施行期日)

1 この規程は、平成13年4月18日から施行する。

(茨城県立医療大学動物舎管理運営規程の一部改正)

6 茨城県立医療大学動物舎管理運営規程(平成8年医療大訓第37-1号)の一部を次のように改正する。

[次のよう]略

付 則

この規程は、平成13年7月18日から施行する。

付 則

この規程は、平成19年4月1日から施行する。